

構成員提言の参考資料集

大手電力会社による情報漏洩、不正閲覧の状況(令和5年3月1日時点)

事業者	閲覧者数	閲覧された顧客数 (契約者数)	解析期間	備考
東北電力	214	36,980	2016年4月1日～ 2023年1月6日	2月28日に電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」）、個人情報保護委員会（以下「個情委」）に調査内容を報告。 (2月28日 東北電力プレスリリース) https://www.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1233146_2558.html
中部電力	5,043	399,376	2022年4月1日～ 2023年1月19日	2月17日に個情委に調査内容を報告。 (2月17日 中電ミライズプレスリリース) https://miraiz.chuden.co.jp/info/press/1210205_1938.html
北陸電力	437	1,408	2020年4月1日～ 2023年1月14日	・新電力の顧客情報の不正閲覧はなかった旨を1月27日に電取委に調査内容を報告。 ・しかし、調査の過程で、北陸電力送配電が保有するFIT買取を行っている1,408の需要家の情報（契約者氏名、電話番号、北陸電力とのFIT買取契約の容量、お客さま番号等）が北陸電力の小売部門側から閲覧可能になっていた旨が明らかとなり、2月6日に個情委に調査内容を報告（当該閲覧可能となっていた情報に新電力の小売契約は含まれない）。2月24日閲覧者数（437名）が公表された。 (2月6日、24日 北陸電力送配電プレスリリース) https://www.rikuden.co.jp/nw_press/attach/23020601.pdf https://www.rikuden.co.jp/press/attach/23022402.pdf
関西電力	1,606	153,095	2019年11月26日～ 2022年12月19日	2月17日に電取委に調査内容を報告。 (2月17日 関西電力プレスリリース) https://www.kansai-td.co.jp/corporate/press-release/2023/pdf/0217_1j_01.pdf
中国電力	-	113,357	2022年4月1日～ 2023年1月26日	2月17日に電取委及び個情委に調査内容を報告。 (2月17日 中国電力ネットワークプレスリリース) https://www.energia.co.jp/nw/press/nw/press/assets/p20230217-1a_1.pdf
四国電力	272	11,413	2022年4月1日～ 2023年1月15日	2月10日に個情委に調査内容を報告。 (2月10日 四国電力プレスリリース) https://www.yonden.co.jp/press/2022/_icsFiles/afieldfile/2023/02/10/pr007.pdf
九州電力	-	44,046	2022年4月1日～ 2023年1月9日	2月17日に電取委及び個情委に調査内容を報告。 (2月17日 九州電力送配電プレスリリース) https://www.kyuden.co.jp/td_press_2023_230217.html
沖縄電力	9	8	2022年10月1日～ 2022年12月31日	・小売部門が必要な業務処理を行う過程での偶発的な閲覧や、自社の顧客と合わせて表示された新電力顧客情報の閲覧が8件あったこと及び9名が符号化されていない新電力顧客情報を閲覧したことを確認し、 2月17日電取委に報告。 (2月17日 沖縄電力プレスリリース) https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/news_release/2022/230217_02.pdf

昨今の大手電力の不祥事案の模式図

- ・ 大手電力4社が独占禁止法に違反し、カルテルを結んだ疑いがあるとして2021年4月から公取委による調査が行われ、2022年12月には、同委員会から課徴金を命じる方針が示された通知書が出された。※4社(中部電力、関西電力、中国電力、九州電力)、関西電力は課徴金は免除されている
- ・ また、2022年12月以降、一般送配電事業者が保有する新電力の顧客情報が、大手電力会社の小売部門によって不正に閲覧されていた事案が多数判明している。※7社(東北電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力)
※一方、北陸電力は、「新電力の顧客情報の不正閲覧はなかった」と電取委に対して報告しているが、同社の送配電部門による個人情報保護委員会への報告によれば、同部門がFIT買取を行っている1,408の需要家の情報(契約者氏名、電話番号、北陸電力とのFIT買取契約の容量、お客さま番号等)が北陸電力の小売部門側から閲覧可能になっており、北陸電力による個人情報保護委員会への報告によれば、437名が閲覧したとされている。
- ・ さらに2023年2月以降、経済産業省のFIT認定事業者情報を管理するシステムに、大手電力の小売部門の社員がアクセスし、認定事業者の情報を不正に閲覧する事案が判明した。※10社(北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力)
- ・ 電力自由化以降、公正な競争環境を揺るがす事態が多数発生している。

3事案に該当(4社)

- ・ 中部電力
- ・ 関西電力
- ・ 中国電力
- ・ 九州電力

FIT認定事業者の顧客情報の不正閲覧 (10社)

情報漏洩・不正閲覧・(8社)

電力カルテル(4社)

2事案に該当(4社)

- ・ 東北電力
- ・ 北陸電力※
- ・ 四国電力
- ・ 沖縄電力

※北陸電力においては、新電力の顧客情報ではないものの、送配電部門が有するFIT買取先の情報を小売部門が閲覧していた。

1事案に該当(2社)

FIT認定事業者の顧客情報の不正閲覧のみ該当

- ・ 北海道電力
- ・ 東京電力

※赤字、青字は複数事案に関わっている会社

各社プレスリリース等を基に構成員作成

欧州(フランス及びドイツ)における行為規制について

※フランス及びドイツは日本と同様、法的分離である。

行為規制の類型	フランス	ドイツ
情報システムの共用の禁止	Code de l'énergie (フランスのエネルギー法典) L111-16において、送電事業者のコンピュータシステムは、親会社・グループ会社等が使用するものとは厳密に分離し、これらの企業の従業員や請負業者がそのデータベースにアクセスできないようにする必要がある旨等が規定されている。	Gesetz über die Elektrizitäts- und Gasversorgung (ドイツのエネルギー産業法) 10a (5) において、送電事業者は、情報システムについて、親会社・グループ会社等のいかなる部分とも共有してはならない旨等が規定されている。
兼職規制 (従業員及び経営陣)	Code de l'énergie L111-20、26及び30において、送電事業者に雇用される者やその取締役等は、親会社・グループ会社等の他の会社で活動に従事したり、職務上の責任を負ってはならない旨等が規定されている。	Gesetz über die Elektrizitäts- und Gasversorgung 10a (2) 及び10 c (3) において、送電事業者は、その経営者及び従業員が親会社・グループ会社等に雇用されていないことを保証しなければならない旨等が規定されている。
転職規制 (経営陣)	Code de l'énergie L111-27及び31において、送電事業者の取締役や管理者等は、任期終了後、4年間、親会社・グループ会社等の事業活動に従事したり、職務上の責任を負うことはできない旨等が規定されている。	Gesetz über die Elektrizitäts- und Gasversorgung 10 c (5) において、送電事業者との契約関係終了後、経営幹部は、4年間、親会社・グループ会社等のいかなる職業上の地位、職務、利害又は取引関係をも有してはならない旨等が規定されている。
ブランド・商標の混同禁止	Code de l'énergie L111-21において、送電事業者と、親会社・グループ会社等は、そのブランド・商標等について、いかなる混乱も避けるものとする旨等が規定されている。	Gesetz über die Elektrizitäts- und Gasversorgung 10a (4) において、送電事業者は、親会社、グループ会社等との間で、そのブランド・商標等について、混同を生じないようにしなければならない旨等が規定されている。